

【規則第 60 条の適合証明】

21 規則第 60 条の適合証明（区画証明、許可不要証明等）の申請について

21 規則第 60 条の適合証明（区画証明、許可不要証明等）の申請について

建築基準法に基づく建築確認の申請又は畜舎特例法に基づく畜舎建築利用計画の認定のため、規則第 60 条の適合証明書（区画証明、許可不要証明等）を申請される場合に必要な図書は次のとおりです。

必要図書は、証明内容（区画証明の初回交付、同証明の再交付、許可不要証明（法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の許可を受ける必要がないことの証明。以下同。））、その他証明）により**異なります**ので注意してください。

申請図書は、申請地を所管する土木事務所長が許可したことを証明するもの、又は法第 53 条以外の許可不要証明のうち市街化調整区域外若しくは区域の面積が 1 ha 未満のものは申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に、法第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証明するものは都市計画課地域整備係に、証明内容が前記以外のものは建設交通部建築指導課開発指導係に提出してください。

提出部数は正本及び副本の 2 部です。（副本については申請書以外の図書の省略可）

また、併せて『実務』第 8 章第 3 節を参照ください。

◇ 区画証明申請の必要図書

＜初回交付の場合＞

図書の名称	作成に当たっての注意事項
●申請書 ・ 正本は 1 枚とし、交付用の副本は区画数と同じ枚数（1 区画 1 枚）とする（区画番号の欄について、正本には申請する全ての区画番号を列記し、副本には 1 枚ごとに 1 つずつ区画番号を記入） ・ 手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 ・ 正本の裏面に、契印を割印するための窓枠を区画数だけ作り、番号を付ける ・ 副本は訂正不可	
「申請に係る土地又は予定建築物等の所在地」	・ 開発区域及び関連区域の全ての地名地番を記入（書ききれない場合は別紙とする）
「工事完了公告番号」	・ 完了公告の登載された京都府公報の発行日及び発行番号（公報の最初の頁の枠外上に記載）を記入
「予定建築物等の用途」	・ 全ての予定建築物の用途を省略せず記入
「開発区域の面積・区画数及び願出の土地の区画番号」	・ 関連区域の面積も記入 ・ 工区分けされている場合は、全体及び当該区域いずれについても記入 ・ 区画番号は、正本には申請する全ての区画番号を列記し、交付用の副本には 1 枚ごとに 1 区画番号を記入
●委任状	・ 委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記
●土地利用計画図 ・ 開発登録簿の調製に当たり必要があるため、証明願に併せて提出 ・ 開発許可の内容について記載した表（区画証明書の証明事項の枠表と同じもの）を図面余白に記載 ・ 作成者が記名の上で、A 4 折りにして提出 ・ 提出部数は開発許可の所在地により異なるため、土木事務所の建築住宅課又は建設交通部建築指導課開発指導係に確認のこと。	

＜再交付の場合＞

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	申請書	・申請者は土地登記事項証明書における現在の所有者とする ・記載内容が不明の場合は、開発登録簿を閲覧して記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 ・副本は訂正不可	有
2	委任状	・委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記	有
3	理由書	・開発許可権者あての申立てとし、再交付を求める理由を具体的に記入した上、申請者が記名	
4	付近見取図	・申請地付近の区画の現況が分かるものとする ・現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入	
5	不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は同条第4項に規定する「地図に準ずる図面」（以下この項目において「登記地図」という。）の証明書	・法務局が交付する登記地図の証明書を添付 なお、証明書でない登記地図の写しや、登記情報提供サービスによる「地図情報」は、証明力がないため認められない	
6	土地登記事項証明書	・法務局が交付する当該区画の現在の登記事項証明書を添付 なお、「登記事項要約書」又は登記情報提供サービスによる「不動産登記情報」は、証明力がないため認められない	
7	現況写真	・撮影年月日を記入し、撮影者が記名 ・付近見取図に記入の撮影方向の番号を付す	

※完了公告の後に二次造成や区画の変更がなされた場合は、区画証明書の発行ができません。

◇ 許可不要証明申請の必要図書

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	申請書	- 手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 - 申請者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 - 副本は訂正不可	有
2	委任状	委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記	有
3	付近見取図	- 現況が分かるものとする - 現況写真の撮影方向(番号を付す)を記入	
4	造成計画平面図 (建築等の場合は不要)	盛土又は切土をする土地の部分(盛土は緑色に、切土は黄色に着色)	
5	配置図、建築物の平面図	- 建築確認申請書に添付予定のものとする - 平面図には求積表に敷地面積、建築面積、延べ面積、各階床面積、建蔽率及び容積率の計算式並びに計算結果を記入	
6	土地登記事項証明書	- 法務局が交付する申請地の全部事項証明書を添付 - 申請日前3箇月以内のものを添付	
7	不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は第4項に規定する「地図に準ずる図面」(以下この項目において「登記地図」という。)の証明書	- 法務局が交付する登記地図の証明書を添付 - 申請日前3箇月以内のものを添付	
8	現況写真	- 撮影年月日を記入し、撮影者が記名 - 付近見取図に記入の撮影方向の番号を付す	
9	その他知事が必要と認める書類	法第29条第1項各号、法第43条第1項各号に該当することが確認できる書類等	

◇ その他証明申請の必要図書

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	申請書	・法第 53 条第1項の規定に適合していることの証明を求める場合は細則別記第 21 号の2様式を、それ以外の場合は細則別記第 21 号様式を使用 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 ・別記第 21 号様式による申請は、証明区分欄について該当する区分を丸で囲む ・別記第 21 号の2様式による申請は、新築、増築、改築又は移転の別欄について該当する区分を丸で囲む ・副本は訂正不可	有
2	委任状	・委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記	有
3	その他知事が必要と認める書類		